

# 福祉ぐんま

No.260  
2017 春号

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 「福祉ぐんま」の作成経費として共同募金配分金を使用しています。

地域における権利擁護体制と

特集

P2~3

市町村社会福祉協議会



素敵な笑顔  
社会福祉法人東毛会 障害者支援施設  
東毛会はるかぜ荘 清野 真嗣さん  
(関連記事はP8に掲載)

## CONTENTS

- P4 市町村社協レポート ～甘楽町社会福祉協議会～  
生活困窮者自立支援事業の取り組み  
～みどり市社会福祉協議会～
- P5 地域公益活動実践事例 ～みどりの福祉会～  
災害福祉支援ネットワークの構築へ
- P6 トップセミナー  
ボランティアフォーラム

- P7 離職した介護人材の  
再就職準備金貸付事業  
ソウエルクラブ
- P8 素敵な笑顔 インタビュー  
福祉バス「愛の募金号」  
寄付の紹介

携帯サイトは下記の  
QRコードからアクセ  
スしてください。  
(県社協ホームページ)



# 地域における権利擁護体制と 市町村社会福祉協議会

判断能力が不十分な人々が地域で安心した暮らしを支える権利擁護の支援として、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）における日常生活自立支援事業や成年後見制度等の取り組みが期待されています。



## 特集

### 背景は？

#### ●認知症高齢者等の増加

厚生労働省によると、平成24年時点で全国の65歳以上の高齢者3,079万人のうち認知症高齢者は462万人と推計されています。

群馬県高齢者保健福祉計画・第6期（平成27年3月）によると、県内の認知症高齢者は、平成27年には8万人と推計されており、平成37年には11万人になると予想されています。（表1、表2）参照

また、県内のひとり暮らしの高齢者数は平成26年には約6万人おり、そのうちの約1割が日常生活に何らかの支障がある状況となっています。

#### ●障害者の地域移行

「バリアフリーぐんま障害者プラン6（群馬県障害者計画・第4期群馬県障害福祉計画）／H27年3月」において、入院中の精神障害者の地域生活への移行や福祉施設の入所者の地域生活への移行の数値目標が示されました。（表3）参照

このように、認知症高齢者等の増加や、知的障害者、精神障害者の地域移行が進む中であって、こうした方々が地域において安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活の状況をふまえた多様な支援が求められており、包括的な権利擁護支援の枠組みを各地域で整備するこ

とが不可欠となっています。

### 問題・課題は？

#### ●複合的かつ困難事例への対応

当事者に福祉的に複合的な課題があるケースや、当事者の家族や周辺の人間関係にも福祉的に複合的な問題が付随しているケースも増えていますが、それらを一元的に対応する体制が構築されていない状況があります。

#### ●高齢者への虐待等の被害

県介護高齢課によると、平成25年度の養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は259件あり、虐待の事実が認められた被虐待高齢者数152人となっています。（表4）参照

また、群馬県警によると、振り込め詐欺の被害総額は平成28年中の速報では、約5億600万円であり、その被害者の8割が65歳以上の高齢者です。

#### ●成年後見制度の理解不足

一般の方々の成年後見制度の認識度は未だ低く、また、利用にあたっての申請時の事務手続き等に難解な部分もあり、支援が必要な方々の総数に比べると制度の利用者数（全国で191,335人／H27年12月現在）の割合は低く、その理解と普及の必要性が問われています。

#### ●後見人等の不足

県内の要介護3以上の高齢者数と療育手帳（重度）交付数及び精神障害者保健福祉手帳（1級）交付数の総数は約44,300人（県介護高齢課／H27・3・県障害政策課H28・3）ですが、主に3士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）の後見人等の候補者は県内で計309人（県社協調査H28年10月）であり、十分に権利擁護ができるような状況ではありません。

### 権利擁護センター

#### ●権利擁護センターとは…

権利擁護センターについては、全社協では、以下のように定義しています。

「高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、日常生活全般、財産の管理、消費・契約上の問題に関する相談のつたり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援したり、見守りネットワークを運営したりする専門機関」

### 市町村社協と 権利擁護センター

#### ●市町村社協の権利擁護センターの 取り組み

※4つの柱

①権利擁護、成年後見制度等の相談支援体制

権利擁護に関する問口の広い相談支援や見守り体制が重要であり、必要に応じて成年後見制度等につなぎます。

②日常生活自立支援事業の実施

市町村社協における包括的な権利擁護体制の柱になる事業です。

③法人後見の実施

市町村社協が対応すべきケース（福祉的に複合的な課題を抱えるケース、困窮等）について、受任していきま。

④市民後見人の養成・活動支援

より身近で、市町村社協と協働して権利擁護ができる市民後見人の養成・活動支援も必要になります。

●市町村社協が取り組むメリット

①複合的、重層的な課題への対応が可能

市町村社協がこれまで築いてきた地域福祉の推進に向けたネットワークを利用しながら、福祉的な困難事例等に対して適切に支援を行うことが可能です。

②総合相談的な機能

市町村社協にはボランティアや介護サービス等の多様な支援部門や生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立相談支援事業等の総合相談支援を実施する体制が構築されています。それを基盤に、地域に

おける権利擁護に関する個別課題を一元的にとらえ、解決に向けて調整するために有効に機能することができま。

③関係機関とのネットワーク

市町村社協は、福祉施設や居宅サービス事業所、民生委員・児童委員、自治会等の地域組織、ボランティア団体、保護司等の権利擁護支援の利用やその支援に近いところにいる人々と接しています。

こうしたネットワークを活用し、地域における権利擁護の支援についてともに考え、広く関係者の合意づくりをすすめることが可能です。

今後に向けて

～社協による法人後見～

県社協としても県内の市町村社協の包括的な権利擁護体制の構築、特に法人後見の取り組みに向けて支援を行っており、平成28年12月には「社会福祉協議会における法人後見マニュアル」を作成しました。（写真参照）

太田市社会福祉協議会では平成29年4月より権利擁護センターとして、成年後見等の相談支援及び県内初の社協での法人後見の受任体制を構築する予定となっています。

今後、市町村社協は市町村行政と協働し、関係機関等と連携しながら包括的な権利擁護体制の構築に向けて積極的に取り組むことが求められています。

【表1】認知症高齢者の推移

(各年齢の認知症有病率が一定の場合の推計人数／(率)) (単位：万人)

区分	全国				群馬県			
	平成27年	32年	37年	42年	27年	32年	37年	42年
	517 (15.7%)	602 (18.0%)	675 (19.0%)	744 (20.8%)	8.5 (15.7%)	9.9 (17.2%)	11.1 (19.0%)	12.1 (20.8%)

※群馬県高齢者保健福祉計画・第6期（平成27年3月）より

※カッコ内は65歳以上人口比

【表2】認知症高齢者の推移（認知症高齢者自立度Ⅱ以上）(単位：万人)

区分	全国				群馬県			
	平成27年	32年	37年	42年	27年	32年	37年	42年
	280 (9.5%)	345 (10.2%)	410 (11.3%)	470 (12.8%)	4.5 (9.5%)	5.5 (10.2%)	6.5 (11.3%)	7.4 (12.8%)

※群馬県高齢者保健福祉計画・第6期（平成27年3月）より

※カッコ内は65歳以上人口比

※「自立度Ⅱ」は日常生活に支障をきたすような症状等が多少見られても、誰かが注意していれば自立できる程度

【表3】バリアフリーぐんま障害者プラン6・主な数値目標（抜粋）

項目	平成25年度末（実績）	平成29年度（目標）
福祉施設の入所者の地域生活への移行	301人 (平成17年～25年の合計)	310人 (平成26年～29年の合計)
福祉施設入所者数の減少	2,513人	2,390人
入院中の精神障害者の地域生活への移行	退院率(3か月)53.9% 退院率(1年)87.5% 長期在院者数3,310人	退院率(3か月)64%以上 退院率(1年)91%以上 長期在院者数2,714人

【表4】高齢者虐待の種別

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	114	38	70	2	35	259
構成割合%	75.0	25.0	46.1	1.3	23.0	—

※「平成25年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果について」(県介護高齢課／平成27年2月)より

※虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は被虐待高齢者総数152人と一致しない。

※割合は被虐待高齢者総数152人に対する割合であるため、100%にならない。

生活支援課

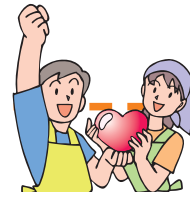
ぐんま地域福祉権利擁護センター

TEL 027-255-6032



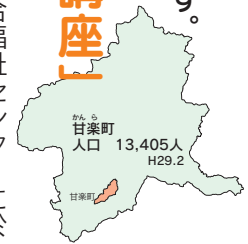
市町村社協レポート

〜甘楽町社会福祉協議会〜



県内の社会福祉協議会の活動内容を紹介します。  
地域支え合い体制づくり事業

「生活支援サポーター養成講座」



(TEL:0274-74-5700)



講義の様子

○講座の内容○

「町健康課」高齢者を取り巻く現状と制度について。  
「ヘルパーさん」ボランティア訪問でトラブルにならないための心構え。  
「清掃業の西毛リースキンさん」掃除の基本について実技指導。  
「社協」生活支援事業やサポーターの役割などについて。

甘楽町生活支援サービス事業は、町の委託を受け一人暮らし高齢者と高齢者世帯を対象に現在、買い物代行を行っています。

平成29年4月から掃除、洗濯、ゴミ出しなどの家事代行を新たに加え、困難を抱える高齢者を地域住民が支え、住み慣れた地域での生活を支援する仕組みを強化していくものです。

今後、生活支援サポーターの増員と地域支え合い体制づくり事業の拡大、また、地域で暮らす様々な方の「御用聞き」として、お役に立ちたいと考えております。

(甘楽町社協 山田 剛)



▲掃除の実技指導の様子  
プロの技を学びました

生活困窮者自立支援事業の取り組み

みどり市社会福祉協議会

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づいて、みどり市社会福祉協議会では、みどり市から委託を受けて自立相談支援事業を実施しています。

みどり市役所社会福祉課内に相談窓口を設置し、「収入がなく、生活が苦しい」、「家賃が払えない」、「仕事が見つからない」など、相談者の抱える悩みごとを聞き取り、自立した生活を送ることが出来るようお手伝いをしています。

相談者から受ける相談の内容は、多岐にわたります。そのため、生活保護担当課、生活福祉資金担当者、その他関係機関と連携を図りながら、相談者の抱えている課題と向き合っていかなければなりません。相談員は聞き取りを行う中でどのような支援が必要なのかを相談者と一緒に考え、相談者に寄り添いながら支援を行うことを心がけて日々相談に応じています。

みどり市にお住まいの方であればどなたでも無料で相談できます。秘密は守りますので、安心してご相談ください。なお、ご本人に限らず、ご家族からのご相談もお受けいたします。



- 相談受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始は除く
- 問い合わせ先 みどり市役所笠懸庁舎1階 社会福祉課内 TEL 0277-76-0975

地域公益活動  
実践事例

## 地域の困りごとと向き合う～社会福祉法人の挑戦

(社福) みどの福祉会 丸茂ひろみ

みどの福祉会は認定こども園、子育て支援センター、デイサービスセンター、学童クラブ等を運営しています。地域包括支援センターの受託後からは私の意識が大きく変わりました。それは特に地域の困り事である制度の狭間や、SOSを出せない方々に目を向けるようになったことです。

そこで私たちは子どもの貧困対策「学習支援」「こども食堂」と、群馬県初の「家庭訪問型子育て支援」に取り組んでおります。見えにくい子どもの貧困が6人に1人と言われ、孤食の子ども達が増えている現状があります。



▲一緒に考える学習支援



▲学習後のこども食堂

また子育てに悩みストレスをかかえる親たちは孤立しており引きこもりがちであったり、相談窓口に行けず一人で悩んでいる方が地域の中にいるならば、私たちが出向きたいと思います。

一番近くの支援者になれるよう、顔の見える関係ができている保育士や介護福祉士も、地域の課題を意識したソーシャルワークの視点を持つことは大事だと思います。地域における公益的な取組は、社会福祉法人の強みを生かした「地域づくり」の活動でもあると思います。

## 群馬県災害福祉支援ネットワークの構築へ

### ～災害時に福祉サービス利用者と地域住民を守る仕組み～

東日本大震災の際、多くの施設利用者を内陸の福祉施設で受入れ、被災した福祉施設を支えるため内陸や他県の福祉施設から職員が数多く派遣されました。

一般避難所においては、乳幼児・認知症・障害など、福祉サービスを必要とする人達が避難所の生活になじめずに苦勞を強いられたと聞いております。

群馬県社会福祉協議会では、今後、起こり得る災害に迅速かつ適切に対応できるよう、平成26年度より県との協働により、県内関係団体と災害福祉支援ネットワーク構築のための検討会を立ち上げ、平成28年3月29日に11施設関係団体と県、県社協の13者による「社会福祉施設の相互応援協定」を締結しました。

平成28年度は、前述の相互応援協定に基づく訓練を実施し、有事に備える体制づくりに努めた他、「福祉専門職派遣チームの組成」についての協議を重ね、発災時に避難所で福祉的な支援が必要な方々へのサービス提供や調整を行う仕組みとして、「災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書」を平成29年3月29日に17福祉関係団体と県、県社協で締結することができました。

今後、本県で災害が発生した際に、「福祉サービス利用者と地域住民を守る仕組み」として機能していけるよう「社会福祉施設の相互応援協定」に基づく訓練と併せて、「災害派遣福祉チーム員」の登録・養成等に力を注ぎ、より有機的なネットワークとなるよう関係者との体制づくりを行っていきたいと考えております。



▲「相互応援協定」運用訓練より

〈施設福祉課〉

1月17日 市町村社協トップセミナー開催

「社会福祉法人制度改革と地域における公益的な取組の推進」

連携・協働の意義を考える

社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人制度の見直しでは、社協は自らも社会福祉法人であり、様々な関係者によって構成されている公益性が高い組織であることを踏まえ、組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保など、一層の自覚をもった対応が重要です。また、今回の改正で、地域における公益的な取組を実施する責務が明確化されたことにより、社協は地域福祉推進の中核的な存在として、社会福祉法人・福祉施設と連携・協働して、地域の福祉課題・生活課題に取り組むことが求められています。

本年度は、桃山学院大学教授の松端克文氏を講師に招き、「社会福祉法人制度改革と地域における公益的な取組の推進～社会福祉法人・福祉施設との連携・協働について～」というテーマで、今回の社会福祉法人制度の見直しの概要や、地域福祉を大きく発展させるために社協は社会福祉法人・福祉施設とどのように連携・協働していくべきなのか、先進事例を交えて講演いただきました。参加いただいた社協の役職員のアンケートからは、「社協が今後取り組む課題がみえてきた」「公益的な取組のヒントをもらえた」など今後の活動に対するより一層の意欲がうかがえました。

毎年、社協にとって今日的な課題をテーマに開催しています。



松端先生

〈地域福祉課 TEL:027-255-6226〉

2月12日「ぐんまボランティアフォーラム  
～自分たちの地域・ボランティア活動について考える～」を開催しました。

地域におけるつながりの希薄化、社会的孤立や排除、多発する自然災害により新たに生じる生活課題など、公的制度やサービスでは補いきれない、多様化し複雑化しているこれらの課題に対して、地域を支えるボランティアやNPO等はそれぞれの立場からどんな活動ができるのでしょうか。

地域福祉の現状を踏まえながら理想の地域像やボランティア活動について考えることを目的に本フォーラムを開催しました。

前半は、公益財団法人さわやか福祉財団の清水肇子理事長より、「自分たちの地域・ボランティア活動について考える」と新しい地域づくりを目指して」というテーマでご講演をいただき、理想の地域像を考えると共に、ボランティアとしてどのように協働連携していけるのかを考えました。

後半は、市・町・村、それぞれの地域でボランティア活動をされている方からの事例発表やパネルディスカッションを通して意見交換・情報交換をしました。

県内各地から183名もの方々にご参加いただきました。

会場との意見交換も行われ、ボランティアや地域に対する熱い思いが伝わってきました。



事例発表



基調講演

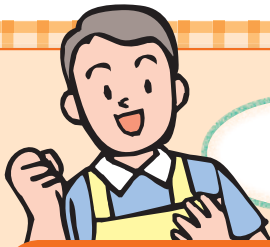


パネルディスカッション



会場との意見交換

地域福祉課 (ぐんまボランティア・市民活動支援センター)  
TEL 027-255-6111



# 介護のお仕事に再就職 しませんか。

## 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を持つ方が、介護職員等として再就職する時に必要な資金をお貸しし、再就労日から2年以上継続して、群馬県内の高齢者施設等で勤務すれば返還を免除する貸付制度です。

28年度より始まった新しい制度です。詳しいことはお気軽に担当までお問い合わせください。

貸付金額

**20** 上限  
万円

(1人あたり1回限り)

返還免除

群馬県内で

**2**年間勤務すれば全額免除

対象者

下記の要件全てを満たす方

- 1 介護職員処遇改善加算算定要件とされる高齢者事業所等の業務に従事する介護職員等として、実務経験1年以上あること。
- 2 介護についての資格を有していること。
- 3 直近の介護職員等としての離職日から再就労する日までの間に、群馬県福祉マンパワーセンター、高崎市福祉人材バンク、太田市福祉人材バンクに求職登録を行い、所定の現況届を提出していること。
- 4 群馬県内の介護職員処遇改善加算を算定している高齢者事業所又は施設に介護職員等として就労した方。

〈福祉資金課 TEL:027-255-6031〉

# ソウェルクラブ(福利厚生センター) ご加入のおすすめ

**新規会員  
募集集中!**

会員数 251,000人

### 職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ ●電話健康相談

### 職員の慶事のお祝い

- 結婚お祝品贈呈 ●出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈 ●資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 長期勤続者退職慰労記念品贈呈

### 地域に密着した事業

- 会員交流事業(旅行・観劇・スポーツ大会等)

### 職員の万が一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金 ●災害見舞金

### 職員の余暇活用のために

- 指定保養所…休暇村 他 全国104か所
- 会員制リゾート施設…ラフォーレ倶楽部  
セラヴィリゾート泉郷
- クラブ・サークル活動助成
- テニスパーク ●国内・海外旅行
- レンタカー ●カルチャースクール等

### 職員の資質向上のために

- 広報講習会 ●接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- メンタルヘルス講習会
- OJTスキルアップ講習会
- ディスニーアカデミー
- コンプライアンス講習(e-ラーニング)
- パソコン講習(e-ラーニング) ●海外研修

### 職員の生活サポートのために

- 住宅ローン ●特別資金ローン
- ソウェル団体生命保険・傷害保険
- 小売店、引越サービス、文具・消耗品、書籍等

### 各種情報提供

- 会員情報誌 ●ホームページ

**しくみ** 社会福祉事業経営者が当センターと契約することにより、その事業所に勤務する方々が会員として登録され、自由に福利厚生サービスを利用することができます。

**掛金** 第1種会員：1人当たり毎年度1万円  
第2種会員：1人当たり毎年度5千円

加入申し込み、お問い合わせは、  
フリーダイヤル  
**TEL ☎0120-292-711**  
**FAX ☎0120-292-722**  
<http://www.sowel.or.jp/>  
社会福祉法人 福利厚生センター  
〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町1-3-1  
NBF小川町ビルディング



全国約75,000か所の施設を割引価格で利用できる

## ソウェルクラブ“クラブオフ”

\*第2種会員は、利用できるサービスが一部限定されます。

ソウェルクラブぐんまでは、会員の皆様のニーズを把握し、皆様が喜ぶ、魅力あるサービスを展開しています。会員交流や地域開発メニューなど、地域に密着したサービスも数多くございますので、ぜひご利用ください。

ソウェルクラブぐんま  
TEL 027-255-6035



# 素敵な笑顔

福祉の現場で活躍する若手職員を紹介します。



清野さん

人と関わるのが好きだ  
という清野さんが、太田市  
の障害者支援施設に勤  
務して4年目。優しい笑  
顔の中にある、福祉の仕  
事に対する真剣な思いを  
お聞きしました。

※お仕事の内容を教えて  
ください

生活支援員として、身  
体に障害を持つ利用者さ  
んの食事や入浴、排泄と  
いった日々の生活のお手  
伝いが主な仕事です。

※福祉職を目指したきつ  
かけは

元々は子どもと関わる  
仕事を目指して福祉関係  
の大学に通っていました。  
その時に障害者施設にも  
実習に行き、この仕事に  
興味を持ったのがきっかけ  
です。

※仕事のどんなところに  
やりがいを感じますか

食事や入浴の介助をし  
た時に「ありがとう」と

お休みの日には、ご家族と過ごすことが多いという清野さんですが、空いた時間に資格試験の勉強を進めています。自身の知識を広げて仕事にも役立てたいと熱心に話してくださいました。

言ってもらえることは  
やっぱり嬉しいし、  
福祉の仕事ならではの  
喜びだと思えます。  
それから（担当の利  
用者さんとは）一緒  
にリハビリを進めて  
いく中で、ささいな  
ことでもできなかったこ  
とが少しずつできるよう  
になるのを見ると、やり  
がいを感じるし、やって  
いてよかったですと思いま  
す。

※では大変なところは

やはり人間同士のなので、  
性格の合う、合わないも  
ありますし、頑張っても  
コミュニケーションを取ら  
ずともなかなかか心を  
開いてくれなかったこと  
もありました。そういう  
方たちとの関わり方、距  
離感という部分を難しい  
と感じることもありま  
す。

※仕事をしていて悩んだ  
ときには

基本的にポジティブな  
ので、反省したらすぐに  
切り替えられますが、あ  
とは同じ職種の友達に電  
話して話を聞いてもらう  
ことが多いですね。逆に  
今、職場では後輩が増え  
てきているので、後輩た  
ちの相談に乗れるような  
環境を作っていきたいで  
す。

※仕事をする上で心がけ  
ていることは

利用者さんと、1日の  
中で1人1回はあいさつ  
や声掛けを行ってコミュ  
ニケーションを取るよう  
にしています。そうする  
ことで徐々に心を開いて  
くれることもあったので、  
仕事を始めた時から続け  
ています。

※ご自身の今後の目標は

介護や福祉に関する資  
格試験を受けていくつも  
りです。もちろん、利用  
者さんとだけ関わられ  
るかという部分が一番大  
切ですが、まだ知識が全  
然足りないと思うので、  
ステップアップのため  
にも勉強を続けたいと思  
います。

※福祉職を目指す方へ

身体障害者の介護とい  
うと、すごく大変なんじや  
ないかと思う方がほとん  
どだと思います。もちろ  
んそういう部分もありま  
すが、間違った認識をせ  
ず、一度現場に足を運ん  
で、自分の目で見てみる  
ことをおすすめします。  
仕事中は、いろんな方と  
お話しして、自分が知ら  
ないことを聞き、勉強に  
なることも多いです。人  
と関わるのが好きであ  
れば、天職だと思います。

インフォメーション

## 福祉バス「愛の募金号」



本会では県より委託を受け、福祉バス  
を運行しています。  
障害者も利用できるバスを貸し出しす  
ることにより、移動困難者の福祉の向上  
を図ります。

（利用範囲）

講習会、研修会、スポーツおよびレクリ  
エーション、機能回復訓練、社会見学  
（対象）

心身の障害等により自力での移動が困難  
な者を優先する。

〔本会会員、その他会長が認めた団体〕  
〔運行日〕

月曜・金曜日  
（費用）

燃料費、有料道路・駐車料金等経費、宿  
泊の場合の乗務員宿泊費  
（移動困難者の福祉向上を目的とした団体  
は燃料費は徴収しません）

### 利用団体からのメッセージ

群馬県視覚障害者福祉協会より。  
協会の事業などで年に数回、福祉バ  
スのお世話になっています。乗り心地  
も良く、運転手さんの細やかな配慮の  
おかげで、いつも快適なバスの旅を楽し  
んでいます。普段はなかなか行けな  
い場所にも安心して出かけることがで  
き、世界が広がりました。

原澤運転士よりひとこと

お出かけ、計画の際はご相談ください。

〈総務企画課〉

## 県社協にご寄付をいただいた皆様です

（平成28年4月～平成29年3月まで）

心より感謝いたしますとともに、趣旨に添うように  
活用させていただきます。

### 平成28年度 車椅子などの寄付一覧

寄贈元	品名	寄贈元	品名
群馬ヘリポート「空の日」 実行委員会	257,200円	公益財団法人 上毛新聞厚生 福祉事業団 「愛の募金」	保護児童就学援助金 (児童養護施設等の 児童に高校学資・ 入学支度金)、
前橋市 個人	車椅子(16台)		交通遺児就学援助金 (高校学資、高校・ 大学入学支度金)
群馬カラオケ連盟	車椅子(5台)		
群馬雪印メグミルク協会青 年部	車椅子(3台)		
公益社団法人生命保険ファイナン シャルアドバイザー協会群馬県協会	車椅子(10台)、 タオル(1,472枚)		
前橋市立第五中学校	車椅子(2台)		



# 福祉ぐんま

編集／発行

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

\*福祉ぐんまは、群馬県社協ホームページでも  
ご覧になれます。

〒371-8525 (専用郵便番号)  
群馬県前橋市新前橋町13-12  
群馬県社会福祉総合センター内  
TEL 027-255-6033 (代表)  
FAX 027-255-6173  
URL http://www.g-shakyo.or.jp/  
発行日 平成29年3月31日